

## 入湯税の使途について

入湯税は地方税法第 701 条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てることを目的とした地方税です。

平成 30 年度の入湯税（2,814 千円）は、次のとおり活用しました。

### 【平成 30 年度入湯税使途状況】

（単位：千円）

充当事業の区分	事業費	財源内訳		
		特定財源	一般財源	
			入湯税	その他
環境衛生施設の整備	36,211	27,891	192	8,128
鉱泉源の保護管理施設	0	0	0	0
消防施設等の整備	160,478	128,100	746	31,632
観光振興	128,471	47,100	1,876	79,495
合 計	325,160	203,091	2,814	119,255

※入湯税は、各事業費（特定財源除く）の比率に応じて充当しています。